

発議第1号

令和5年3月17日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会  
委員長 高岡 伸行

木津川市議会広報発行に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

#### 提案理由

委員の選任方法を、木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）第8条第1項の規定と合わせるため。

木津川市条例第 号

木津川市議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会広報発行に関する条例（平成19年木津川市条例第221号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(編集委員会の設置)	(編集委員会の設置)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 委員は10人以内とし、 <u>選任は、議長の指名による。</u>	2 委員は10人以内とし、 <u>議長が議会に諮って指名する。</u>
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。